

令和元年松前町条例第17号

松前町老人憩の家設置条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和元年12月26日

松前町長 岡 本 靖

松前町老人憩の家設置条例等の一部を改正する条例

(松前町老人憩の家設置条例の一部改正)

第1条 松前町老人憩の家設置条例(昭和49年松前町条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前														
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 老人憩の家の名称及び所在地を次のように定める。</p> <p>省略</p> <p>岡田老人憩の家 <u>伊予郡松前町大字昌農内456番地 1</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 前項に規定する者以外の者が使用する場合は、使用の許可を受けたときに松前町に次の表に掲げる使用料を納入しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="172 1197 1108 1347"><thead><tr><th colspan="2">基本料金</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>単位</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1時間</td><td><u>400円</u>省略</td></tr></tbody></table>	基本料金		備考	単位	金額	1時間	<u>400円</u> 省略	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 老人憩の家の名称及び所在地を次のように定める。</p> <p>省略</p> <p>岡田老人憩の家 <u>伊予郡松前町大字昌農内456番地 4</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 前項に規定する者以外の者が使用する場合は、使用の許可を受けたときに松前町に次の表に掲げる使用料を納入しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1187 1197 2116 1347"><thead><tr><th colspan="2">基本料金</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>単位</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1時間</td><td><u>300円</u>省略</td></tr></tbody></table>	基本料金		備考	単位	金額	1時間	<u>300円</u> 省略
基本料金		備考													
単位	金額														
1時間	<u>400円</u> 省略														
基本料金		備考													
単位	金額														
1時間	<u>300円</u> 省略														

(松前町教育施設使用料条例の一部改正)

第2条 松前町教育施設使用料条例（昭和63年松前町条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前							
別表第1（第3条関係）					別表第1（第3条関係）							
種類	区分	基本料金		徴収の 時期	備考	種類	区分	基本料金		徴収の 時期	備考	
		単位	金額 (円)					単位	金額			
学校施設	屋外運動場	1時間	600	使用の許可を受けたとき	<u>夜間照明施設を使用する場合は、使用時間1時間につき屋外運動場1,800円、屋内運動場1面300円を加算する。</u>	学校施設	屋外運動場	1時間	500円	使用の許可を受けたとき	1 夜間照明施設を使用する場合は、使用時間1時間につき屋外運動場1,500円、屋内運動場1面300円を徴収する。	
	屋内運動場							屋内運動場				
	Aコート	1時間	300				Aコート	1時間	300			
	Bコート	1時間	300				Bコート	1時間	300			
	卓球場	1時間	300				卓球場	1時間	300			
	柔剣道場						柔剣道場					
	柔道場	1時間	300				柔道場	1時間	300			
	剣道場	1時間	300	剣道場	1時間	300						
西公民館	会議室	1時間	500	使用の許可を受けたとき	<u>冷暖房を使用する場合は、基本料金の3割を加算する。</u>	西公民館	会議室	1時間	300	使用の許可を受けたとき	1 冷暖房を使用する場合は、基本料金の3割を加算する。	
	和室	1時間	500				和室	1時間	300			
	料理実習室	1時間	600				料理実習室	1時間	500			
東公民館	会議室	1時間	500			東公民館	会議室	1時間	300			
	和室	1時間	400				和室	1時間	300			
	料理実習室	1時間	600				料理実習室	1時間	500			
北公民館	会議室	1時間	500			北公民館	会議室	1時間	300			
	和室	1時間	400				和室	1時間	300			
	料理実習室	1時間	600				料理実習室	1時間	500			

談話室	1 時間	400	
-----	------	-----	--

別表第 2 (第 3 条関係)

1 松前総合文化センター使用料 (1 階及び 2 階部分)

区分	基本料金					徴収の時期
	昼間		夜間	全日		
	9～12時	13～17時	9～17時	18～22時	9～22時	
広域学習ホール	円 11,100	円 14,800	円 23,300	円 17,800	円 39,000	省略
ふれあい展示室	3,600	4,800	7,500	5,800	12,300	
第 1 研修室	1,560	2,100	3,300	2,500	5,400	
リハーサル室	1,500	2,000	3,000	2,400	5,000	

2 松前総合文化センター使用料 (3 階部分)

区分	基本料金					徴収の時期
	昼間		夜間	全日		
	9～12時	13～17時	9～17時	18～22時	9～22時	

談話室	1 時間	300	
-----	------	-----	--

別表第 2 (第 3 条関係)

1 松前総合文化センター使用料 (1 階及び 2 階部分)

区分	基本料金					徴収の時期
	昼間		夜間	全日		
	9～12時	13～17時	9～17時	18～22時	9～22時	
広域学習ホール	円 10,500	円 14,000	円 22,000	円 16,800	円 37,000	省略
ふれあい展示室	3,000	4,000	6,000	4,800	10,000	
第 1 研修室	1,500	2,000	3,000	2,400	5,000	
リハーサル室	900	1,200	1,800	1,400	3,000	

2 松前総合文化センター使用料 (3 階部分)

区分	基本料金		徴収の時期
	単位	金額	

	円	円	円	円	円	省
視聴覚学習室	1,560	2,100	3,300	2,500	5,400	略
外国語学習室	1,020	1,400	2,100	1,600	3,400	
アトリエ	1,200	1,600	2,500	1,900	4,100	
第3研修室	900	1,200	1,800	1,400	3,000	
和室(1)	1,500	2,000	3,000	2,400	5,000	
和室(2)	900	1,200	1,800	1,400	3,000	
料理実習室	1,500	2,000	3,000	2,400	5,000	

3 省略

別表第3 (第3条関係)

松前総合文化センター備品及び附属設備使用料

区分	名称	単位	1回の使用料(円)
舞台設備	音響反射版	1式	3,300
	松羽目・竹羽目	1式	2,200
	金びょうぶ	1双	1,400
	地がすり	1枚	900
	紗幕	1枚	900
	フェルト毛せん	1枚	300
	上敷ござ	1枚	300
	所作台(花道用)	1台	900
	所作台	1台	300
	平台	1台	300

		円	省
視聴覚学習室	1時間	500	略
外国語学習室	1時間	300	
アトリエ	1時間	300	
第3研修室	1時間	300	
和室(1)	1時間	500	
和室(2)	1時間	300	
料理実習室	1時間	500	

3 省略

別表第3 (第3条関係)

松前総合文化センター備品及び附属設備使用料

区分	名称	単位	1回の使用料
舞台設備	音響反射版	1式	3,000(円)
	松羽目・竹羽目	1式	2,000
	金びょうぶ	1双	1,200
	地がすり	1枚	800
	紗幕	1枚	800
	フェルト毛せん	1枚	200
	上敷ござ	1枚	200
	所作台(花道用)	1台	800
	所作台	1台	200
	平台	1台	200

	司会者台	1台	300
	演台（3点セット）	1式	500
	指揮者台・指揮者用譜面台	1式	500
	演奏者用譜面台	1式	500
	ヒナ段用ケコミパネル	1式	900
	ステージ階段	1台	300
	鳥屋囲	1式	900
	大太鼓	1式	900
音響設備	音声調整卓	1式	2,200
	副調整卓	1式	1,100
	はね返りスピーカー	1対	900
	ステージスピーカー	1対	900
	マイクロホンエレベーター装置（マイク含む。）	1式	900
	3点吊りマイク装置（マイク含む。）	1式	900
	マイクロホン	1本	700
	可搬形ミキサ	1式	900
	テープレコーダー	1台	700
	CDプレーヤー	1台	700
照明設備	照明調光卓	1台	2,200
	フロアライト	1列	700
	アッパーホリゾントライト	1列	900
	ロアーホリゾントライト	1列	700
	ボーダーライト（1）	1列	600
	ボーダーライト（2）	1列	600

	司会者台	1台	200
	演台（3点セット）	1式	400
	指揮者台・指揮者用譜面台	1式	400
	演奏者用譜面台	1式	400
	ヒナ段用ケコミパネル	1式	800
	ステージ階段	1台	200
	鳥屋囲	1式	800
	大太鼓	1式	800
音響設備	音声調整卓	1式	2,000
	副調整卓	1式	1,000
	はね返りスピーカー	1対	800
	ステージスピーカー	1対	800
	マイクロホンエレベーター装置（マイク含む。）	1式	800
	3点吊りマイク装置（マイク含む。）	1式	800
	マイクロホン	1本	600
	可搬形ミキサ	1式	800
	テープレコーダー	1台	600
	レコードプレーヤー	1台	600
照明設備			
	フットライト	1列	200
	アッパーホリゾントライト	1列	800
	ロアーホリゾントライト	1列	600
	ボーダーライト（1）	1列	500
	ボーダーライト（2）	1列	500

	ボーダーライト (3)	1 列	600
	サスペンションライト (1)	1 列	1,600
	サスペンションライト (2)	1 列	1,600
	サスペンションライト (3)	1 列	1,600
	トーメンタルスポットライト	1 式	500
	フロントライトスポットライト 2 階	1 式	500
	フロントライトスポットライト 3 階	1 式	500
	シーリングスポットライト	1 列	700
	センターピンスポットライト	1 台	300
	ビデオプロジェクター (大型)	1 台	5,000
	ビデオプロジェクター (小型)	1 台	1,000
その他	グランドピアノ	1 台	3,300
	移動用小型スクリーン	1 台	300
	電気器具持込料	1 kw	300
	可動式客席収納	1 式	3,300
省略			

	ボーダーライト (3)	1 列	500
	サスペンションライト (1)	1 列	1,400
	サスペンションライト (2)	1 列	1,400
	サスペンションライト (3)	1 列	1,400
	トーメンタルスポットライト	1 式	400
	フロントライトスポットライト 2 階	1 式	400
	フロントライトスポットライト 3 階	1 式	400
	シーリングスポットライト	1 列	600
	センターピンスポットライト	1 台	200
その他	グランドピアノ	1 台	3,000
	映写機 (16ミリ)	1 式	3,000
	電気器具持込料	1 kw	200
省略			

(松前町都市公園条例の一部改正)

第 3 条 松前町都市公園条例 (平成 7 年松前町条例第 1 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第 3 (第 13 条、第 18 条関係) 有料公園施設の使用料				別表第 3 (第 13 条、第 18 条関係) 有料公園施設の使用料			
施設名	区分	基本料金	備考	施設名	区分	基本料金	備考

			単位	金額 (円)	
庭球場			1面	1時間	<u>800</u> 夜間照明施設を使用する場合は、1時間につき <u>600円</u> 加算する。
老人広場			1面	半日	<u>700</u>
多目的広場			全面	1時間	<u>1,500</u> 夜間照明施設を使用する場合は、1時間につき <u>4,500円</u> 加算する。
			半面	1時間	<u>800</u> 夜間照明施設を使用する場合は、1時間につき <u>2,400円</u> 加算する。
松前 公園 体育 館	アリーナ	専用利用	全面	1時間	<u>2,100</u> 省略
					<u>7,000</u> 省略
					<u>12,000</u> 省略
					<u>23,000</u> 省略
	省略				
	省略				
	トレーニング室		1人	1回	<u>300</u> 省略

			単位	金額 (円)	
庭球場			1面	1時間	<u>600</u> 夜間照明施設を使用する場合は、1時間につき <u>400円</u> 割増する。
老人広場			1面	半日	<u>500</u>
多目的広場			全面	1時間	<u>1,000</u> 夜間照明施設を使用する場合は、1時間につき <u>3,000円</u> 割増する。
			半面	1時間	<u>500</u> 夜間照明施設を使用する場合は、1時間につき <u>1,500円</u> 割増する。
松前 公園 体育 館	アリーナ	専用利用	全面	1時間	<u>1,800</u> 省略
					<u>6,000</u> 省略
					<u>10,000</u> 省略
					<u>20,000</u> 省略
	省略				
	省略				
	トレーニング室		1人	1回	<u>200</u> 省略

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。